

杉並区実行計画等一部修正案の修正について

1 各修正案の修正状況

計画案名称	区民等意見 の項目数	区民等意見 による修正	その他の 修正	計
杉並区実行計画（第2次）	9	0	5	5
杉並区区政経営改革推進計画（第2次）	1	0	0	0
杉並区デジタル化推進計画（第2次）	1	0	0	0
杉並区区立施設マネジメント計画 （第1期）・第1次実施プラン	45	0	3	3
計	56	0	8	8

※ その他の意見 8項目

2 各修正案の修正一覧

次ページ以降のとおり

(1) 杉並区実行計画（第2次）

No	頁	項目	一部修正案または現行計画	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	21	施策20 5 学童クラブの整備・充実	●事業量 ○8 (2026) 年度 —	○8 (2026) 年度 <u>小学校に近接するスペースを 活用した学童クラブの整備</u> — <u>(累計6施設)</u>	(仮称) 杏掛学童クラブ校外 育成室を整備することとした ため修正
2	29	施策27 3 多文化共生・国内 外交流の推進	【参考】現行計画 ●事業の概要 在住外国人が地域社会の一 員として安心して生活できる よう、杉並区交流協会と連携 して子ども日本語教室等の在 住外国人支援事業の充実・発 展を図るとともに、多文化共 生基本方針に基づき、互いを 尊重し合える意識の啓発・醸 成事業の実施や多文化共生拠 点※1の早期設置に向けた検討 を行い、多文化共生社会の実 現に向けた取組を進めます。 ～略～。	在住外国人が地域社会の一 員として安心して生活できる よう、杉並区交流協会と連携 して子ども日本語教室等の在 住外国人支援事業の充実・発 展を図るとともに、多文化共 生基本方針に基づき、互いを 尊重し合える意識の啓発・醸 成事業の実施や多文化共生拠 点事業※1を令和8年(2026 年)9月から実施し、多文化共 生社会の実現に向けた取組を 進めます。 ～略～。	「多文化共生基本方針」に定 める「多文化共生拠点の整 備」において掲げる取組を、 令和8年(2026年)9月から 「多文化共生拠点事業」とし て一体的に進めていくことと したため修正
3	29	施策27 3 多文化共生・国内 外交流の推進	【参考】現行計画 ●事業量 ○8 (2026) 年度 多文化共生基本方針に基づく 事業の実施・支援 (略) 多文化共生拠点の設置検討 ○3か年計 多文化共生基本方針に基づく 事業の実施・支援 (略)	○8 (2026) 年度 多文化共生基本方針に基づく 事業の実施・支援 (略) 多文化共生拠点事業の実施 ○3か年計 多文化共生基本方針に基づく 事業の実施・支援 (略) <u>多文化共生拠点事業の実施</u>	「多文化共生基本方針」に定 める「多文化共生拠点の整 備」において掲げる取組を、 令和8年(2026年)9月から 「多文化共生拠点事業」とし て一体的に進めていくことと したため修正
4	29	施策27 3 多文化共生・国内 外交流の推進	【参考】現行計画 ●注釈 ※1 多文化共生拠点：外国人 向けの日本語学習支援や生活 相談窓口の運営、地域参画を 目的とした交流イベント等を 実施する、異なる文化や背景 を持つ区民が集い交流する場	※1 多文化共生拠点事業：異 なる文化や背景を持つ区民が 集い、交流する拠点におい て、外国人向けの日本語の学 習支援や生活相談、地域との 交流事業等を一体的に行う事 業	「多文化共生基本方針」に定 める「多文化共生拠点の整 備」において掲げる取組を、 令和8年(2026年)9月から 「多文化共生拠点事業」とし て一体的に進めていくことと したため修正
5	31	施策29 3 体育施設の整備・ 充実	●事業量 ○8 (2026) 年度 <u>アーバンスポーツができる運 動施設</u> 設計 ○3か年計 <u>アーバンスポーツができる運 動施設</u> 設計	○8 (2026) 年度 <u>(仮称) 井草アーバンスポー ツ施設の整備</u> 設計 ○3か年計 <u>(仮称) 井草アーバンスポー ツ施設の整備</u> 設計	より適切な記述に修正

(2) 杉並区立施設マネジメント計画（第1期）・第1次実施プラン

No	頁	項目	一部修正案または現行計画	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	2	第1次実施プラン 第2章 地域ごとの取組 (2) 地域ごとの取組 1 井草地域	【旧杉並中継所の跡地活用】 (中略) ○平時はアーバンスポーツ (※) ができる運動施設として活用することとし、令和11年度(2029年度)の開設に向けて、防災機能の整備と合わせて、令和8年度(2026年度)から改修及び建設に向けた設計を実施 (以下省略)	(中略) ○平時はアーバンスポーツ (※) ができる運動施設として活用することとし、令和11年度(2029年度)の(仮称)井草アーバンスポーツ施設の開設に向けて、防災機能の整備と合わせて、令和8年度(2026年度)から改修及び建設に向けた設計を実施 (以下省略)	より適切な記述に修正
2	6	第1次実施プラン 第2章 地域ごとの取組 (2) 地域ごとの取組 3 荻窪地域		【(仮称) 查掛学童クラブ校外育成室の整備】 <u>○ふれあいの家しみず正吉苑のスペースを活用して、学童クラブを整備</u> <実施スケジュール表中> 改修：令和8年10月～令和9年2月中旬 	事業者からの申し出によって賃貸借契約を終了するふれあいの家しみず正吉苑のスペースを活用し、学童クラブを整備することに伴う修正
3	13	第1次実施プラン 第2章 地域ごとの取組 (2) 地域ごとの取組 5 高円寺地域	【参考】現行計画 【堀ノ内東保育園の移転改築及び私立保育園転換】 ○(仮称) 都営梅里一丁目団地隣接地に令和8年(2026年)4月に移転し、私立保育園に転換 (以下省略) <実施スケジュール表中> 建築(事業者)：～令和8年3月 移転・私立保育園転換：令和8年4月 	○(仮称) 都営梅里一丁目団地隣接地に令和8年(2026年)6月に移転し、私立保育園に転換 (以下省略) <実施スケジュール表中> 建築(事業者)：～令和8年5月 移転・私立保育園転換：令和8年6月 	事業者が行う新園舎建築の遅れにより、スケジュールを見直すことに伴う修正